

弁護士・裁判官から見た新債権法の実務 ～大立法時代における法律実務家同士の対話の意義と 「法曹フォーラム」の取組～

裁判所職員総合研修所長
江原健志 Kenji Ebara

弁護士
大坪和敏 Kazutoshi Otsubo

I はじめに

昨年末に、我々が編集代表を務め、第一線の実務で活躍する中堅の弁護士・裁判官らで構成する「法曹フォーラム」のメンバーが編著者となった書籍『事例シミュレーション 新債権法の実務—弁護士・裁判官の視点に基づく解釈と運用—』（ぎょうせい発行）（以下単に「新債権法の実務」という。）を刊行したが、幸いにして、多くの読者の方々から御好評をいただいているとのことである。

本稿は、その御礼も兼ねて、「新債権法の実務」で取り上げた対話の内容を一つの題材として、この法曹フォーラムの取組を振り返り、改めて、法律実務家同士の対話の意義、取り分け、大立法時代と言われる現代において、改正法や新規立法によって新たに設けられた規律等を対象として対話をするものの必要性や重要性について、我々の考えているところを御紹介させていただくものである。

なお、本稿では、以下のⅡ、Ⅲ及びⅤを主に江原において、Ⅳを主に大坪においてそれぞれ執筆したものであるが、互いの執筆に係る部分についての意見交換を経て、改めて推敲を重ねた上で、全体として脱稿するに至ったものである。もとより、本稿の内容は、全て我々の個人的見解にすぎないことに御留意を願いたい。

Ⅱ 法律実務家同士の対話の意義と「法曹フォーラム」の試み

1 対話の対象となるべき事柄

法律家同士の討論の楽しさや、それが個人個人のスキルアップにつながるなどの意義深さ、その成果物が持つ有用さについては、「新債権法の実務」の冒頭の「推薦の辞」の中で御指摘をいただいているとおりであり、そこで述べられているところに尽きるであろう。実際に、筆者（江原。以下このⅡにおいて同じ。）自身も、先輩裁判官の導きもあって、この「法曹フォーラム」以外にも、弁護士や裁判官らで構成するいくつかの私的な研究会や勉強会に参加する機会にこれまで恵まれてきたが、そこで得られた様々な経験は、非常に楽しいものであり、また、多角的な検討を経て得られた知見は、筆者の裁判官としての執務に大いに役立つ貴重な財産となっている。

ところで、上記の御指摘は、法律家同士の討論の意義を広く取り上げられたものであるが、本稿では、更にこの意義についての深掘りを試みることとし、ややニッチな視点となるかもしれないが、この討論の対象を少し絞って考えてみたい。具体的には、前記のとおり、大立法時代と評される現代において、改正法・新規立法